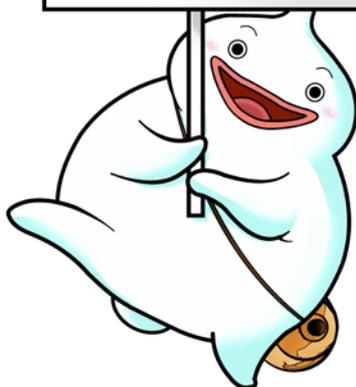


資料編



1 用語解説

【あ行】

●M字カーブ

女性の年齢階級別労働力率をグラフ化した際に、グラフの形状がアルファベットの「M」の字に似ていることから名付けられた。30代前半での労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、その後の増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられる。

【か行】

●教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう(子ども・子育て支援法第7条)。

●子ども・子育て会議

市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。特定教育・保育施設・地域型保育事業の利用定員の設定、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更、各施策の実施状況についての調査審議を行う(子ども・子育て支援法第77条)。

●子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援のこと(子ども・子育て支援法第7条)。

●子ども・子育て支援事業計画

国の基本指針に即して定めた、5年を一期とする幼児期の教育・保育・地域の子ども・子育て支援についての需給計画のこと。平成27年度から全ての都道府県及び市町村が作成している(子ども・子育て支援法第61条・62条)。

【さ行】

●産後ケア事業

産後4か月未満で家族から十分な育児の援助を受けられない人に、産婦人科医院での宿泊やデイサービス、助産師の訪問により心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができるよう支援する事業。

●産前産後ママサポート事業

出産前2か月から子どもが1歳を経過する日までの期間にある産婦に対し、育児及び家事等の援助を行う者（産前産後ママサポーター）を派遣する事業。

●小1の壁

小学校入学前後で実施される保育時間に差があることから、就労している保護者が働き方の変更を強いられる問題のこと。

●小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の施設で保育を行う事業のこと（子ども・子育て支援法第7条）。

●新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するために策定された計画のこと。

●スクールカウンセラー

いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士などの専門家のこと。

●スクールソーシャルワーカー

子どもの家庭環境による様々な問題に対応するために、関係機関と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと。

【た行】

●地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと（子ども・子育て支援法第7条）

●特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない（子ども・子育て支援法第27条）。

【は行】

●ブックスタート事業

絵本をひらく楽しい体験と絵本と一緒にプレゼントすることで、子どもと保護者が心触れ合う楽しいひと時を持つきっかけをつくる活動のこと。

【や行】**●養育**

子どもの生活について社会通念上必要とされる監督・保護を行っている状態。

●要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の情報交換や適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置・運営する組織。

【ら行】**●療育**

心身に障がいのある子どもに対し、それぞれの発達の状態や特性に応じて、現在の困りごとの解決と、将来の自立、社会参加を目指して医療と教育のバランスを保ちながら支援すること。

●労働力率

人口に占める、労働の意思と能力を持つ労働力人口の割合のこと。

2 島原市子ども・子育て会議条例

平成25年9月24日条例第26号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、島原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事項
- (2) 本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体等に属する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(島原市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 島原市報酬及び費用弁償条例(昭和31年島原市条例第19号)の一部を次のように改正する。
別表第1に次の1項を加える。

略

3 島原市子ども・子育て会議条例施行規則

平成25年11月15日規則第22号

改正 平成28年1月18日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、島原市子ども・子育て会議条例（平成25年島原市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第2項の規定による市長が委嘱する委員は、別表に掲げる各種団体等及び市議会から推薦があった者並びに子育てに関心がある市民とする。

(部会)

第3条 会長は、専門的事項を調査審議する必要があるときは、会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会における調査審議の状況及び結果を会議に報告しなければならない。
- 5 部会の運営については、条例第6条の規定を準用する。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則（平成25年11月15日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年1月18日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

略

4 島原市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成30年8月20日～令和2年8月19日

	所属団体等	氏名	備考
1	島原市保育園保護者会連合会	吉永 広明	
2	島原地区私立幼稚園PTA連合会	本多 松弘	
3	島原市PTA連合会	前田 真一	
4	島原市保育会	原田 恒	会長
5	島原市保育会 保育士部会	藤田 由紀子	
6	島原市私立幼稚園協会	吉岡 今日子	副会長
7	ありあけ母親クラブ	七條 朋子	
8	島原市民生委員児童委員協議会連合会	小松 逸子	
9	連合島原ブロック連絡会議	本田 恵美子	
10	島原商工会議所	末永 真理	
11	島原市校長会	出田 浩芳	
12	県南保健所	松尾 明子	
13	島原市議会	森園 浩太郎	
14	子育てに関心がある市民	池田 真由	
15	子育てに関心がある市民	酒井 千明	

第2期島原市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 長崎県島原市
企画・編集 島原市福祉保健部こども課

〒855-8555 長崎県島原市上の町 537 番地
TEL (0957) 62-8003
FAX (0957) 62-8018

